

所管部課	教育部 教育指導課	部長	小俣 学		
件名	押印を求める手続の見直しに伴う東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>押印を求める手続の見直しに伴い、東大和市立学校職員服務規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正する規程 東大和市立学校職員服務規程</p> <p>(2) 主な改正点 各規則の様式に規定する「㊦」を削る。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 押印見直し後の手続と例規の整合がより図られるとともに、事務の効率化及び行政サービスのデジタル化を推進しやすい環境の整備を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 文書課審査済み</p> <p>(2) 令和5年12月22日開催の令和5年第12回東大和市教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。